

テールゲートリフター特別教育（学科4時間）開催のご案内

主催 陸上貨物運送事業労働災害防止協会北海道支部（陸災防北海道支部）

目的 令和5年3月28日に、労働安全衛生規則の一部が改正され公布されました。

令和6年2月1日より、特別教育を受けた者しかテールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業ができなくなります。そのため、テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う事業所は、該当する全ての従業員に特別教育を実施する必要があります。（テールゲートリフターの稼働スイッチの操作だけでなく、荷のキャストストップ等々の操作、昇降板の開閉や格納など、テールゲートリフターを使用する業務が全て対象となります。）

また、『テールゲートリフターの操作の業務』を行わない者であっても、荷を積み込んだロールボックスパレット等をテールゲートリフターの昇降板に乗せ、又は卸す等の作業を行う者にあっては、できる限り当該教育を受けることが望ましいとされています。

当支部では、主に自社内で教育を実施する担当者を対象とした特別教育を実施します。

※ 労働安全衛生規則第36条5の4、他（公布：令和5年3月28日、施行：令和6年2月1日）

開催日 **令和5年10月13日（金） 13時00分～17時30分**

会場 **函館地区トラック研修センター2階** 函館市西桔梗町 555-32

受講対象者 テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業を行う者・特別教育実施予定者

修了証明書 教育を修了した者には【学科教育修了証明書】を交付します。
なお、実技（2時間）は実施しません。

受講料 **陸災防会員 8,800円**（テキスト代・税込） **非会員 11,000円**（同）

※ 前日まで連絡なしに欠席の場合、受講料は返金いたしませんので予めご了承ください。

受講手続 申込書に受講料を添えて、**9月11日（月）**までに、下記へお申込み下さい。

※ 定員（60名）になり次第、締め切りとなります。

※ 申し込みは、1事業所2名までとさせていただきます。

※ 定員に余裕が出ましたら追加募集しますので、ご相談下さい。

〒041-0824 函館市西桔梗町 555-32 函館地区トラック研修センター内
陸災防 函館分会 TEL 0138-49-1777 FAX 0138-49-1659

◎申込書郵送の場合の、受講料は、現金書留又は下記口座にお振込み下さい。

振込口座	みちのく銀行 ききょう支店（普通）2627269
口座名	陸災防 函館分会

※送金手数料は、受講者負担でお願い致します。

※振込みの場合、領収書発行しません。受講票のみ後日郵送致します。

※ 予約優先となりますので必ず電話でご予約ください。

≪ 講習時間割 ≫ ※（状況により、開始・終了時間が前後する事があります）

- | | |
|----------------------------------|--------|
| ① テールゲートリフターに関する知識 | （90分） |
| ② テールゲートリフターによる作業に関する知識 | （120分） |
| ③ 関係法令 | （30分） |
| ④ その他（修了証明書交付・教育を実施するにあたっての留意点等） | |

※ 自然災害等で講習が実施困難な場合は、講習を中止又は延期しますので予めご了承ください。

テールゲートリフター特別教育
(学科4時間) 受講申込書・修了台帳

ふりがな			修了証番号 02-05 ※支部記入
氏名	Ⓜ		
生年月日	年 月 日	交付年月日 ※支部記入	
勤務先	所在地	〒	
	名称	TEL ()	

令和 年 月 日 陸運労災防止協会 北海道支部長 殿

記載内容確認欄

※ご記入いただいた個人情報は、受講者への連絡、技能講習の実施及び修了証作成のために利用します。